広報

きそさき

トマッピー×ポチャッコ

© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L636952

2025
6月号
No.718

主な内容

木曽岬町長・木曽岬町議会議員に当選証書を付与 2
下水道使用料を改定します 3
緊急地震速報訓練放送のお知らせ 4
戦没者等のご遺族のみなさまへ 8
木曽岬町職員募集 22

木曽岬町の人口と世帯数 5月1日現在

人口	5,865人	（前月比＋5）
男	3,075人	（前月比＋8）
女	2,790人	（前月比－3）
世帯数	2,648世帯	（前月比＋13）

木曽岬チャンネル
（木曽岬町公式 YouTube）
チャンネル登録お願いします。

木曽岬町メール配信サービス

登録は簡単で、どこにいても町の情報が確認できます。

【登録方法】
QRコードからサイトにアクセスするか、「t-kisosaki@sg-p.jp」に空メールを送信してください。

木曽岬町長・木曽岬町議会議員に当選証書を付与

4月20日執行の木曽岬町長・木曽岬町議会議員選挙の当選証書付与式が4月21日役場にて行われました。

任期満了による木曽岬町長・木曽岬町議会議員選挙が4月15日に告示され、町議会議員選挙は届出のあった候補者が定数を超えなかったことから無投票で当選が決まり、町長選挙は届出のあった候補者が定数を超えたことから4月20日に選挙が執行されました。

この日の付与式では、当選した町長及び町議会議員8人に町選挙管理委員会の伊藤委員長から当選証書が手渡されました。

町長の任期は5月5日から、町議会議員の任期は5月18日から4年間です。

木曽岬町長

三輪　一雅 氏

木曽岬町議会議員

服部芙二夫 氏	後藤　紀子 氏
波多野光雄 氏	鎌田　鷹介 氏
古村　　護 氏	伊藤　好博 氏
加藤　眞人 氏	黒宮　武史 氏

木曽岬から世界へ／木曽岬から宇宙へ

木曽岬町の石田鉄工株式会社が、磁力を弱める装置「磁気シールドボックス」を開発し、茨城県つくば市にある宇宙航空研究開発機構（JAXA）へ納品しました。

地球には「地磁気」と呼ばれる磁力があり、コンパスが北を指すのはこの影響によるものです。しかし、宇宙へ行くと磁力は次第に弱まり、やがてほとんど無くなります。同社が開発した磁気シールドボックスは、地球上で宇宙空間と同様の磁力の弱い環境を作り出せる装置であり、宇宙開発や新技術の研究に役立つことが期待されています。

同社は「このようなプロジェクトに関われたことは、大変貴重な経験となりました。今後も技術の向上に努め、地域の発展に貢献していきたいです」としています。

2025年3月納品

戸籍の振り仮名の届出がはじまります!

届いた通知書の振り仮名が正しい場合、届出は不要です。
木曽岬町では6月25日ごろから順次発送します。

※詐欺にご注意ください。手数料や罰則はありません※

「氏の振り仮名の届出」と「名の振り仮名の届出」の2種類があります

届出期間／５月26日～令和８年５月25日まで（１年間）

氏の振り仮名の届出について　**届出できる方**／原則として筆頭者が届出
※死亡の場合配偶者、子の順で届出いただけます

名の振り仮名の届出について　**届出できる方**／各人が届出

届出方法／①マイナポータル　②窓口　③郵送

「戸籍に振り仮名がつく」って何？

（戸籍の写しイメージ）

全部事項証明	
本籍 氏名	三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 木曽岬　太郎
氏の振り仮名	キソサキ
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

振り仮名を記載します

《町ホームページ》▶
右のQRコードから
戸籍の振り仮名について
詳しく掲載してます!

木曽岬町
問い合わせ先
役場　住民課
TEL 0567-68-6103

令和７年７月から下水道使用料を改定します

下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で経費を賄うことが原則です。しかし、木曽岬町では汚水処理費用に対して十分な使用料が得られておらず、赤字を公費（町税等）で補填しています。

下水道事業の経営状況は、今後ますます深刻な状態となっていく見込みであり、使用料の見直しを行わないとおのずと公費負担が増えていきます。

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、近年の物価高の影響を鑑みながら、下水道事業の独立採算の達成に向けた段階的な改定について審議を重ね、令和７年７月１日から下水道使用料を改定する運びとなりました。

詳細については、広報４月号、広報５月号及び６月号の折込チラシ、ホームページをご覧ください。

●**問合せ先**／木曽岬町役場　建設課　☎68-6106

令和7年度

緊急地震速報訓練放送のお知らせ

消防庁及び気象庁では、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用して年2回、緊急地震速報の訓練放送を配信しており、今年度は右記の日時となりましたので、家庭、職場、地域等で訓練に取り組んでください。

※ただし、気象・地震活動の状況によっては、訓練用の緊急地震速報の配信が中止される場合があります。

●第１回
６月18日(水) 午前10時00分頃
●第２回
11月５日(水) 午前10時00分頃

緊急地震速報訓練行動チェックシート

緊急地震速報は、地震の発生直後、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報ですが、緊急地震速報が発表されてから対象となる地域が強く揺れるまではわずかな時間(数秒～数十秒)しかありません。

地震の揺れから身を守るには、その場所や状況に合わせてあわてずに行動する必要があります。

訓練に参加される皆様はこの「緊急地震速報訓練行動チェックシート」をご利用いただき、訓練時に適切な行動をとることができたかご確認ください。

●訓練開始前の確認事項

様々な状況で、緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれるか確認します。
※安全な場所の確認については訓練時の場所に関わらず両方をご確認ください。

訓練用の緊急地震速報を受け取る手段を把握している 例）職場の館内放送、自宅の受信端末、防災行政無線など	□
屋内の安全な場所の確認 例）下にもぐりこめる丈夫な机がある、周辺に落ちてきそうなものや倒れそうな家具が無い場所がある等、安全な場所を確認	□
屋外等の安全な場所の確認 例）外出時に普段歩いているところに倒れそうなものなど危険な場所がないか確認	□
訓練時に必要な行動について理解している 必要な行動をお書きください（いくつでも可） [ ]	□

※空欄（太枠）には訓練時の状況に応じて必要な行動を記入し、その行動がとれたか確認しましょう。
必要な行動の具体例については、次のページに掲載しておりますのでご参照ください。

●訓練後の確認事項

訓練時の緊急地震速報を受けた場合に安全な行動がとれたかを確認します。

訓練用の緊急地震速報を受け取れた（聞けた）	□
あわてずに身の安全を確保できた	□
安全な場所に避難できた（そのまま留まることができた）	□
訓練前に決めた必要な行動がとれた	□

緊急地震速報を見聞きしたときの行動の具体例

以下に示す行動はあくまでも例です。必要な行動は緊急地震速報を受信する場面によって異なります。

以下の気象庁ホームページ等も参考にしていただき、適切な行動をとれるようにしていただければと思います。

訓練を機会にご自身で、あるいはご家族や職場の方と一緒に考えましょう。

https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/koudou/koudou.html

屋内にいるとき

家庭では

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。
- あわてて外に飛び出さないでください。
- 無理に火を消そうとしないでください。

人がおおぜいいる施設では

- 施設の係員の指示に従ってください。
- 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。

乗り物に乗っているとき

自動車運転中は

- あわててスピードを落とさないでください。
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。
- 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。
- 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。

鉄道やバスなどに乗車中は

- つり革や手すりにしっかりつかまってください。

エレベーターでは

- 最寄りの階で停止させて、すぐに降りてください。

屋外にいるとき

街中では

- ブロック塀の倒壊等に注意してください。
- 看板や割れたガラスの落下に注意してください。
- 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。

山やがけ付近では

- 落石やがけ崩れに注意してください。

南海トラフ地震臨時情報

1 概要

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）が令和元年５月31日に修正され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）」が発表されることになりました。
臨時情報が発表された場合には、国や県、町などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。
また、臨時情報が発表されることなく、突発的に大規模地震が発生する可能性もあることから、日頃からの地震への備えをお願いします。

2 臨時情報の運用

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード（以下、「M」という。）6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が「臨時情報（調査中）」を発表します。
国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

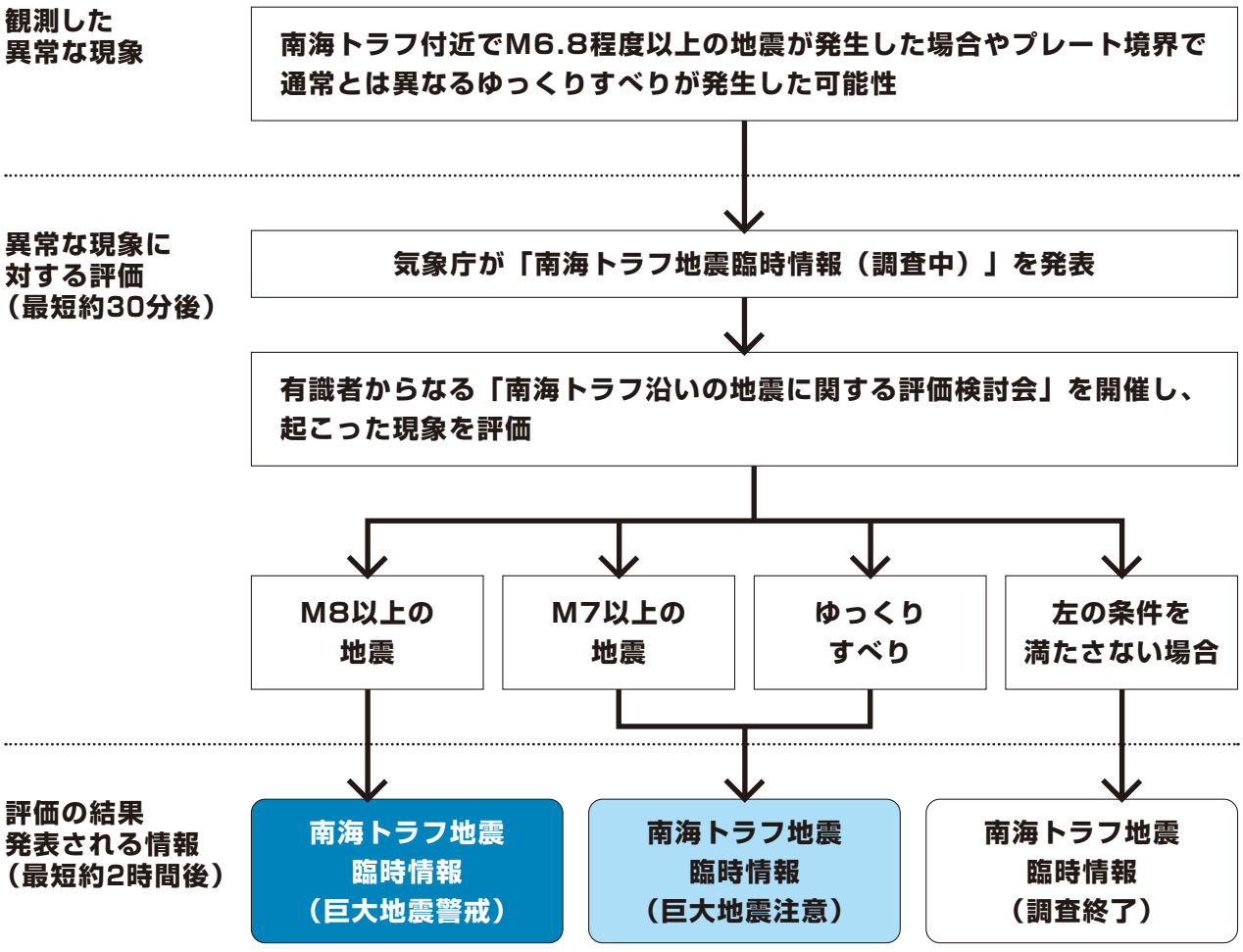

3 臨時情報が発表された場合の対応

⑴ 町の対応

町では、「臨時情報（調査中）」が発表された場合でかつ町内で大きな災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助等に向けて対策を講じることとなりますが、初めの地震の被災地から離れており、町内で大きな災害が発生していなかった場合でも、後発地震発生の可能性を想定して、「南海トラフ地震災害警戒体制」を取り、町民への呼びかけのほか、状況に応じて他自治体への支援等を実施します。

また、国の評価検討会の結果に伴い発表される臨時情報の種別により、それにあわせた対策を講じることとします。

町の施設は、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合や被害の状況によって、一部休業したり避難所として活用する場合があります。

⑵ 住民のみなさんのとるべき対応

気象庁から「臨時情報（調査中）」に続いて、次の臨時情報が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある町内では、最初の地震から１週間、臨時情報の種別に応じて、次のような対応が必要です。

ア　巨大地震注意（ゆっくりすべり）の場合

通常の生活を送りながら、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとってください。

【日頃からの地震への備えの再確認】

- 避難場所、避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の確認
- 家具の固定の確認
- 非常持出品の確認　など

【できるだけ安全な防災行動】

- 高いところに物を置かない
- 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- すぐに避難できる準備
- 危険なところ（土砂崩れが起きそうな場所、ブロック塀やガラスの多い場所）にできるだけ近づかない　など

イ　巨大地震注意（M７以上M８未満の地震）

アの対応に加えて、必要に応じて自主的な避難を検討してください。

ウ　巨大地震警戒（M８以上の地震）

「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、「高齢者等事前避難対象地域」を対象に高齢者等避難を発令しますので、**地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者の方や地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民の方は、最初の地震から１週間を基本とした事前避難を行ってください。**

要配慮者以外の方はア、イの対応をとってください。

事前避難対象地域とは

「事前避難対象地域」とは、後発地震発生時に津波からの避難が間に合わない地域として市町があらかじめ指定する地域で、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」の２種類があります。

事前避難対象地域の種類	発令される避難情報の種類	避難対象者
住民事前避難対象地域	避難指示	全住民
高齢者等事前避難対象地域	高齢者等避難	高齢者等の要配慮者

木曽岬町では、三重県津波浸水予測図（平成26年３月三重県）により津波の浸水が予想されている地域（※町内全域）を事前避難対象地域として下表のとおり設定し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には１週間程度、安全な地域へ避難することを呼び掛けます。

木曽岬町における事前避難対象地域

事前避難対象地域の種類	地区名等
高齢者等事前避難対象地域	**町内全域**

※木曽岬町では、令和５年１月30日に三重県立いなべ総合学園高等学校と災害時における避難所としての使用に関する協定を締結し、町外でも避難所が利用できるよう取り組んでいます。

ふとん洗濯サービスのご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

●申込方法
福祉課にて利用料とともに申し込んでください。

●申し込み期限
6月30日(月)

●実施日
7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、概ね1週間以内にお届けします。
なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

＊布団の貸出し有（有料、敷布団・掛布団各550円／回）

●対象寝具
（日常的に使用している寝具に限る）
①掛布団＋敷布団＋毛布（3点）
②マットレス＋ベットパット＋掛布団＋毛布（4点）
③マットレス＋ベットパット＋掛布団＋敷布団＋毛布（5点）

＊羽毛布団等もご利用いただけます。寝具の種類は変更可能ですが洗濯依頼する数によって値段が変わります。

●利用料
①740円
②960円
③1,180円

●利用対象者（この中のどれかに該当している方）
・概ね65歳以上の一人暮らしの方
・介護認定を受けた方
・心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

●申込・問合せ先
福祉課 ☎68―6104

洗濯前

洗濯後

戦没者等のご遺族のみなさまへ 戦没者等のご遺族に対する第十二回特別弔慰金のご案内

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

●支給内容
額面 27万5千円
（5年償還の記名国債）

●請求期限
令和10年3月31日まで
（この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。）

●申請窓口・問合せ先
福祉課 ☎68―6104

歯にやさしいおやつ作り教室のお知らせ

●**日　　時**／6月27日(金)
①午前9時45分～午前10時45分
②午前10時45分～午前11時45分
＊お申込みの際はどちらの時間をご希望かお伝えください
●**場　　所**／木曽岬町保健センター
●**対 象 者**／木曽岬町にお住まいの未就学児の保護者
●**定　　員**／各10名程度
●**託　　児**／あり
●**実施内容**／講話「歯にやさしいおやつとは」と簡単な調理、レシピ紹介
＊調理したものはお持ち帰りしていただきます
●**レ シ ピ**／スイートキャベツで作る手巻き寿司
●**持 ち 物**／筆記用具、エプロン、三角巾、ふきん(2枚)、保存容器、保冷剤、飲み物
●**参 加 費**／200円
●**受付期間**／6月2日(月)～6月16日(月)
(先着順で受付け、定員になり次第締切ります)
●**申込方法**／木曽岬町保健センター窓口
もしくはお電話(☎68−6119)まで
木曽岬町子育てサロンでもお申込み受付けしております
※都合により中止、または内容を変更する場合があります。

今回はキャベツを使った簡単にできる手巻き寿司をご紹介します。
秘伝！市販のキャベツがとっても甘いスイートキャベツに大変身！の作り方もご紹介します。また「噛むことの大切さ」についての講話もあります。
簡単にできるおやつ作りはもちろん、同世代のお子さまを持つ保護者の方のお友だちづくりの場としてもぜひご利用ください。
皆さまのご参加、心よりお待ちしております。

こんな不安や心配がある人へ
成年後見制度の利用を考えてみませんか？

金銭や財産の管理、手続きが難しくなってきた
いつの間にかお金を使ってしまう
悪徳商法の被害にあった
入院や介護の手続きが分からない

成年後見制度って何？
認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由によって日常生活での契約や手続きが難しい人を支援する制度です。ひとりで決めることに不安や心配がある人は利用を考えてみましょう。

成年後見制度のことで分からないことや聞いてみたいことがありましたら、
相談窓口にお問い合わせください。

●**相談窓口**／木曽岬町成年後見制度中核機関
木曽岬町地域包括支援センター(福祉・教育センター内)　☎68−8183

後期高齢者医療制度のお知らせ

資格確認書について

「被保険者証」に代わり「資格確認書」を交付します。

若草色の被保険者証および資格確認書は、令和７年８月１日以降はご使用できません。

後期高齢者医療制度に加入する皆さまには、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）の有無に関わらず、申請なしで令和８年７月末まで使える資格確認書をお届けします。

お手元の若草色の被保険者証・資格確認書に代わり、ピンク色の資格確認書を令和７年７月中旬頃に送付します。

令和７年８月１日以降に医療機関等を受診する時は、新しい資格確認書（ピンク色）もしくはマイナ保険証を提示してください。

「マイナンバーカード」を健康保険証として、ぜひお使いください

どんないいことあるの？

◎より良い医療が受けることができます。

正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

◎窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。

◎自身の健康管理に役立ちます。

後期高齢者健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

交付済みの限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は令和7年7月31日までとなります。

８月１日以降は、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、事前に役場住民課で資格確認書に限度区分を併記する申請をしてください。

なお、現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度区分が併記された資格確認書をお持ちの方で、令和７年８月以降も対象者の方には、申請なしで８月１日から使える限度区分が併記された資格確認書を交付します。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

保険料率は法令に基づき、今後２年間の被保険者数及び医療給付費（医療費から自己負担分を除いた額）の推計等を基に算定しています。

1 保険料率（年間） ※保険料率は県内均一で、2年ごとに見直されます。

【令和７年度】

被保険者均等割額	＋	所得割額（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等）×9.82%	＝	年間保険料額（賦課限度額80万円）
48,903円				

2 保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

3 保険料の軽減措置

⑴ 所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－１）以下	7割	14,670円
43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数−1）以下	5割	24,451円
43万円+56万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数−1）以下	2割	39,122円

ア　軽減判定は毎年４月１日時点の世帯状況で行います。（年度途中に資格取得された人は資格取得日）
イ　65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
ウ　事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

⑵ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から２年間のみ５割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（７割軽減）が優先されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。

4 保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた１回あたりの天引き額が、年金の１回あたりの支給額の１／２を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い１種類の年金から天引きの可否を判断します。

⑴ 特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法

仮徴収　第１期～第３期 前年度２月の徴収額と同額	⇨ 7月中旬 年間保険料額決定	⇨ 本徴収　第４期～第６期 ＝ 年間保険料額 － 第１期～第３期の徴収額

⑵ 普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

⑶ 納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、資格確認書等を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。（負担割合は資格確認書等に記載されています。）

一般及び低所得者	1割
一定以上の所得のある方	2割
現役並み所得者	3割

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

1　**負担割合が変更される場合があります。**

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、負担が1割又は2割になります。

⑴　**同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）･･･383万円未満**
※ただし、被保険者の収入額が383万円以上であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

⑵　**同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）･･･520万円未満**

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

●**目　　的**　健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。
●**対 象 者**　8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人　※一部除外者あり
●**送付スケジュール**
4月末時点の被保険者　⇒6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる人　⇒8月中旬発送
8月中に被保険者となられる人　⇒9月中旬発送
●**受診期間**　7月1日から11月30日まで
●**受診場所**　病院・診療所など
●**受診方法**　受診券等をご覧ください。
●**自己負担額**　無料
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します。

●**目　　的**　口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。
●**対 象 者**　三重県後期高齢者医療被保険者で、3月31日時点で75歳から80歳の方
●**送付スケジュール**
7月下旬発送
●**受診期間**　8月1日から11月20日まで
●**受診場所**　公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
●**受診方法**　受診券等をご覧ください。
●**自己負担額**　無料
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

医療費のお知らせについて

医療費のお知らせを後期高齢者医療広域連合から送付します。

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。医療費のお知らせと照らし合わせてご確認いただく意味合いで、領収証は廃棄せずに保管しておいてください。

また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することもできます。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費のお知らせを不要とされる方は、ご連絡ください。

●**送付予定時期**　• 令和6年10月～12月診療分・・・令和7年7月下旬送付予定
• 令和7年　1月～　9月診療分・・・令和8年1月下旬送付予定

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

あんま・マッサージの施術の保険給付申請について

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あんま・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

『療養費支給申請書』は、施術所が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、保険の対象となります。単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。

『療養費支給申請書』は、整骨院・接骨院が施術を受けられた方から委任を受けて、施術費用の一部を広域連合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、ご自身で署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

食事療養標準負担額と生活療養標準負担額の食事の提供に係る負担額が変わります

昨今、食材費等が高騰していることを踏まえて、入院時の食費の基準が4月1日から引き上げられました。

1　入院時食事療養費

入院したときの食費は、1食あたり次の額が自己負担となります。

所得区分		食費	
		令和7年3月末	令和7年4月1日～
現役並み所得者、一般		490円	510円 ※1
低所得Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数が90日以内	230円	240円
	過去12ヶ月の入院日数が90日超	180円	190円
低所得Ⅰ		110円	110円

低所得Ⅱとは … 世帯全員が住民税非課税であるかた
低所得Ⅰとは … 世帯全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下のかた
※1　指定難病患者のかたは、1食300円になります。

2　入院時生活療養費

療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち決められた負担額（標準負担額）が自己負担分となります。
（医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、医療機関にて判断されます）

■医療区分Ⅰ（医療区分Ⅱ・Ⅲ以外のかた）

所得区分	食費（1食当り）		居住費（1日当り）
	令和7年3月末	令和7年4月1日～	
現役並み所得者、一般Ⅱ・Ⅰ	490円	510円 ※1	370円
低所得Ⅱ	230円	240円	
低所得Ⅰ	140円	140円	
老齢福祉年金受給者、境界層該当者	110円	110円	0円

※1　一部の医療機関では470円になります。

■医療区分Ⅱ・Ⅲ（入院医療の必要性の高いかた）

所得区分		食費（1食当り）		居住費（1日当り）
		令和7年3月末	令和7年4月1日～	
現役並み所得者、一般Ⅱ・Ⅰ		490円	510円 ※1 ※2	370円 ※3
低所得Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数が90日以内	230円	240円	
	過去12ヶ月の入院日数が90日超	180円	190円	
低所得Ⅰ		110円	110円	
老齢福祉年金受給者、境界層該当者				0円

※1　一部の医療機関は470円になります。
※2　指定難病患者のかたは、1食300円になります。
※3　指定難病患者のかたは、0 円になります。

●問合せ先／・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
資格保険料グループ　☎059-221-6883
給付健康グループ　☎059-221-6884
・住　民　課　☎68-6103

グリーンカーテン用苗木(ゴーヤー)の無料配布

5月11日(日)役場玄関前において、グリーンカーテン用の苗木(ゴーヤー)と桑名広域環境管理センターで生産している「ソウインコンポ（し尿汚泥肥料)」の無料配布を行いました。

今年も多くの方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができました。

Kisosaki Zero Challenge

★町では、温室効果ガス排出量の削減に繋がる身近な取組みとして、毎年ゴーヤーの苗木を配布しています。

教育委員会だより

問合せ先
教育委員会
☎68-1617

「夢に向かってがんばる木曽岬っ子」応援キャンペーン　シーズン4
連載シリーズ②【木曽岬小学校】

「子どもたちの“夢”に耳を澄ませて」

今年で４回目の取り組みとなる「夢に向かってがんばる木曽岬っ子」応援キャンペーンが始まりました。この取り組みは、子どもたちが自分の「夢・目標」と「がんばり宣言」を書き、保護者がそれを応援するというもので、子どもたちの前向きな思いを家庭と学校で共有し、町全体で応援しようという願いが込められた取組です。

小学校では、今年のキャンペーンの開始前に、６年生に向けて「夢」について座談会をしました。今回は、その時の子どもたちの様子を紹介します。

“無理”と言われても、自分の気持ちを信じて

みなさんは、新しい学年になって、『今年の目標』を書いたときに、「将来の夢」も書きました。そして間もなく「夢に向かってがんばる木曽岬っ子」応援キャンペーンが始まります。みなさんは今年で４回目になります。でも今回、もう一度、自分の将来について考えてみてほしいと思います。

そして、事例として２つのお話を紹介しました。

- **野球のイチロー選手が小学校６年生の卒業文集に書いた「大リーガーの選手になる！」というお話**
- **経済的に恵まれない国の少年が、サッカー選手に憧れて夢を持ち続けたことで、実際に選手から招待されたというお話**

「たとえ大人が“無理だよ”と言ったとしても、自分の気持ちを信じて、夢を持ち続けてほしい」そんな願いを込めて、子どもたちに問いかけました。

制限がなかったら、何をしたい？

現実の制約を取り払ったとき、果たして、子どもたちはどんなことを「夢」として描くのでしょうか。

話を聞いたあと、子どもたちに「夢について」自分の考えを書いてもらいました。そこには一人ひとりの思いや個性がにじんだ、たくさんの「夢について」がありました。

子どもたちが語った「夢について」とは

- **「将来、外国語を話せるようになりたい」**
- **「夢は、大人になってやりたいこと。叶ったらうれしい」**
- **「夢は、努力すれば叶うもの。将来、なりたい仕事を考えること」**
- **「夢は、他人が決めたら夢じゃない。自分で決めたら夢になる」**
- **「夢は希望。現実に縛られずに思い描くもの」**
- **「夢は、自分で決めたやりたいこと。一人ひとりがもっていいこと。達成したいこと」**
- **「夢は、自分が目指していること。エンジニアや車のレース選手になりたい」**
- **「今は出来ないけど、将来のことを少し考えたりすること。将来なりたいこと。」**

などなど、他にもありますが、その言葉一つひとつに、子どもたちの思いや未来への希望を感じました。

地域みんなで応援していきましょう

この広報が届くころには、実際に子どもたちが考えた「夢」が各ご家庭に掲げられていると思います。

「夢」は、かなえるものです。努力すれば近づけるものです。そして、夢を語る人を、私たちは心から応援します。木曽岬小学校の子どもたちが、また新たな一歩を踏み出しました。

子どもたちの「夢」は、ご家庭や学校だけでなく、地域みんなで育むものだと思います。町の皆さまも、どうぞ温かく見守り、応援いただければ幸いです。

＼保護者・地域のみなさまへ／

～学校における時間外在校等時間削減に向けた取組について～

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であり、直ちに解消されなければならない喫緊の課題となっています。

こうした中、三重県では県及び市町教育委員会と学校が連携しながら、三重県教育ビジョンに基づく施策「学びを支える教育環境の整備」を推進し、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を通じて、教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保し、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行って参ります。

保護者・地域の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いします。

〈小・中学校の取組〉

○毎月２回以上、教職員の定時退校日を設定します。

○学校閉校日を設定します。
【８月10日(日)～８月15日(金)】
【12月27日(土)～令和８年１月５日(月)】
※諸般の事情により変更する場合がございます。

○原則、週２日の部活動休養日を設定します。
(中学校のみ)
- 平日１日と土曜日か日曜日のどちらか１日
- 平日の活動時間は２時間以下、週末及び学校の休業日の活動時間は３時間以下

○学校への電話での問合せや連絡については、原則、 教職員の勤務時間内にお願いします（午前８時20分～午後４時50分を目安としてください）。

～団体活動のための補償制度～

「スポーツ安全保険」加入者募集

●対　　象／スポーツ・文化・ボランティア・地域活動などを行う４人以上のアマチュア団体（被保険者は各個人）

●保険期間／掛金の支払日の翌日午前０時から令和８年３月31日午後12時まで

●掛　　金
- 子ども（中学生以下）　800円
- 大　人（高校生以上）64歳以下　1,850円
  65歳以上　1,200円

●加入手続き
インターネット（スポあんネット）より
ＵＲＬ　https://www.sportsanzen.org/spoannet/

●問合せ先／公益財団法人スポーツ安全協会
03-5510-0033（携帯電話）
0570-087109（固定電話）

今月の図書館コーナー

今年度から始まった小さな講座「としょかんまなびや」は、世代を超えて多くの方に参加して欲しいと願いスタートしました。４月は読み聞かせ、５月は野菜作りのワークショップを実施し好評を頂きました。６月は初めての取り組みですが読書会を予定しています。読書会というと本をたくさん読んでいないと！本を知っていないと参加出来ない‥と、構える方がいるかもしれませんが、当図書館の読書会はもっと気軽に参加できる内容です。「旅」がテーマで、図書館の資料を使って、お出かけの計画を立ててみるという読書会です。行き先も予定もないけど‥という方も大歓迎！旅の話をするだけでも十分楽しめます。お茶を飲みながら気軽に参加できる会です。なお６月は前回も好評を頂きました「としょかんフェスタ」第三弾を予定しています。

今年度より、一般向け・児童向けの場所を交互に入れ替えて紹介しています。大人の方も児童向けの作品も素晴らしい本が多くありますので、両方の棚をみてもらえたらと思っています。

イベント

「としょかんフェスタ vol.3&としょかんカフェ」

●日　時／８日(日)　午前10時30分～
●場　所／地域交流スペース
●対　象／どなたでも　●講　師／松岡由香さん

音楽イベント 読み聞かせあり、二胡の演奏あり！楽しいトークあり！詳細は別途チラシをご覧ください

「読書会」としょかんまなびや

●日　時／15日(日)　午前10時～11時30分
●場　所／地域交流スペース
●対　象／どなたでも　●テーマ／「夏の旅本」

旅の予定がある人、ない人も参加OKです！としょかんカフェも同時開催。お茶を飲みながらおしゃべりしませんか？セルフカフェもありますよ！

図書館よみきかせ会

●日　時／21日(土)　午前11時～11時30分
●場　所／えほんとよみきかせのへや
●対　象／こども　●テーマ／「れきし」

リクエストの本も読みます

コーナー紹介

一般コーナー「あなたをアップデート」(メイン展示)
児童コーナー「ゆうしいらい」【歴史】(児童棚)
ミニコーナー「え！エ？絵！？」(カウンター横展示棚)

おすすめの一冊紹介

「夢をかなえるゾウ」

水野敏也／著　飛鳥新社　Fミズ1

ある日突然、目の前にゾウのような生き物が現れてこう言った。「だれやあらへんがな。ガネーシャやがな」なぜか関西弁。どうもインドに行った時に買ってきた置物が喋りだしたのだった…　自分を変えたい、でも変えられないともがく青年がガネーシャの指南によって人生を少しずつ変えていく物語。勇気を貰えます。

6月 図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

●休館日　■祝日　★読み聞かせ実施日　▲まなびや実施日・としょかんカフェ
☀としょかんフェスタ（わいわい市場開催日）

◎開館日・時間
火～木 …… 午前10時～午後６時
金 …… 正午～午後８時
土・日・祝 … 午前９時～午後５時
◎休館日、時間外は図書館入口または役場東口入口右の返却ポストに返却をお願いします。

●問合せ先／木曽岬町立図書館　☎40-9010
HP：https://www.ik.licsre-saas.jp/kisosaki/

教育関連施設 開館日のお知らせ

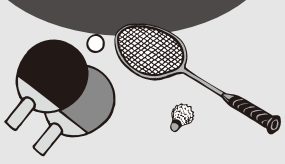

町 体育館　体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。自由に使用できます。
8日(日)　午前９時～午後４時　　22日(日)　午前９時～正午

◎軽スポーツ教室
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。ボッチャやモルックなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。
22日(日)　午後１時～午後４時

文 化資料館

◎開館日
毎週日曜日
午前９時～午後４時

北 部公民館

◎開館日
火～日（年末年始・祝日を除く）
午前９時～午後５時
※ただし日曜は午前９時～午後１時

木曽岬小学校新1年生へ

私たち木曽岬町商工会青年部および木曽岬町商工会女性部は、地域振興活動の一つとして、例年、木曽岬小学校新一年生の児童を応援をしています。

●教室机用引き出し
…６年間使用するため物を大切にする心を育てます
●歯磨き用コップ入れ袋
…歯磨き習慣による健康管理の心を育てます

木曽岬メガソーラ株式会社様の社会貢献（人材育成）活動と私たちの思いが繋がり、ご支援をいただくことになりました。

今後も、木曽岬町の発展のため地域振興に努力いたしますので、木曽岬町民の皆様のご理解を賜わりますようお願い申し上げます。

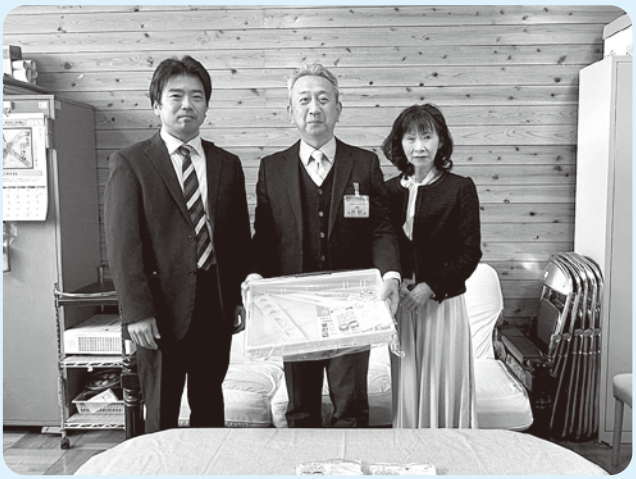

3月19日　木曽岬小学校にて
（左より 加藤青年部事務局 水谷校長 花井女性部副部長）

生活のミニ情報

モノ・コトショップ開催

6月18日(水)、25日(水)
ご家庭で不用になったけれど、まだまだきれいで活躍しそうなモノをお持ちいただき、必要な人に譲る不用品交換のお店を開催します。

●場　所　桑名広域清掃事業組合 リサイクルの森　管理棟2階（桑名市多度町力尾字沢地4028）
●時　間　午前10時～午後3時
●対　象　桑名市、木曽岬町、東員町の在住者
●取扱商品　家具類、衣類、食器類、おもちゃ、絵本
持ち込み・持ち帰りともおひとり様5点まで

ホームページはこちらから

問 リサイクルの森
（午前9時～午後4時）
☎0594-87-5133
FAX0594-87-5152

北勢地域若者サポートステーションは木曽岬町出張相談会を開催しています!!

国の調査によると、若者の失業率は他の世代と比べ高い状態が続いており、これからの社会を担う若者の就労支援が重要です。仕事や人間関係などについて、1人で悩み苦しんでいる若者に対し、相談場所があるのをご存じでしょうか？

この課題を解決するために、国は若者の就労から職場定着までを全面的に支援する「地域若者サポートステーション事業」を実施しています。

もし皆さんの近くに悩んでいる人がいたら、「ほくサポ」への相談を勧められてはいかがでしょうか。

ご利用の際は予約が必要となりますので、北勢地域若者サポートステーションに直接電話下さい（電話番号：059-359-7280）

●時　間　午前9時30分～午前11時30分
●場　所　木曽岬町 福祉・教育センター 和室内
●対　象　15歳～49歳までの、就労を目指す方（ご家族・関係者も可）
●その他　相談無料、要予約
●相談予定日（第3木曜日）

6月	6月19日	11月	11月20日
7月	7月17日	12月	12月18日
8月	8月21日	令和8年1月	1月15日
9月	9月18日	2月	2月19日
10月	10月16日	3月	3月19日

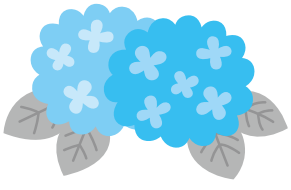

商品紹介など弊社ホームページで随時更新しています。

三重弁護士会による「ひまわりあんしん事業・電話相談（無料）」の実施について

三重弁護士会では、高齢者のための無料電話相談を、次のとおり実施しますのでご利用ください。

●日　時
原則、第2・第4金曜日
午前10時～午前12時まで

●電話相談
059-228-3167

●相談担当
当会高齢者・障害者支援センター所属弁護士

●相談対象
65歳以上の高齢者本人、その親族
※相談内容は、65歳以上の高齢者本人の問題に限ります。

相談に関するお問い合わせは、三重弁護士会事務局まで
☎059-228-2232
ホームページ
http://mieben.info/archives/center/89/

税務職員採用試験受験者募集案内

●職　種
税務職員採用試験
（高校卒業程度）

●受験資格
1　令和7年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2　人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

●申込期間
インターネット（人事院HP）により申し込んでください。
受付期間：
6月13日(金)　午前9時～
6月25日(水)　(受信有効)
※インターネット申込みができない環境にある場合は、人事院地方事務局・沖縄事務所に問い合わせてください。

●試　験　日
第1次試験
9月7日(日)
第2次試験
10月15日(水)～10月24日(金)のうち、いずれか指定する日

問　名古屋国税局　人事第二課試験係
☎052-951-3511（内線3451）

空き家・空き地の利活用を支援します

「空き家・空き地バンク制度」
木曽岬町内に存在する空き家、空き地の有効活用や定住促進を目的として、町のホームページ「空き家・空き地バンク」にて情報を提供しています。
町内で空き家、空き地（住宅を建てられる土地に限る）をお持ちの方や購入や賃貸を検討している方はぜひ同バンクへご登録ください。

「移住促進空き家改修支援事業費補助金」
町内の空き家を改修し、町外から木曽岬町へ居住する方へ空き家改修費用の2／3、最大200万円の補助金が交付されます。ただし、耐震要件や移住後10年間木曽岬町へ居住するなどの条件があります。

「特定空家等または不良住宅除却補助金」
町内の不良住宅等の除却を行う場合、その費用の2／3、最大30万円の補助金が交付されます。ただし、町民税の未納が無いことなどの条件があります。

※補助金申請の締切は11月末日となります。
詳しくは役場建設課へお問い合わせください。
問　建設課
☎68-6106

令和7年6月第2回定例会関係諸日程

●定例会（初日）、議案説明会
6月9日(月)

●定例会（一般質問日）、議案質疑
6月13日(金)

●定例会（最終日）、採決、行政視察
6月18日(水)

※議会はどなたでも傍聴することができます。お気軽にお越しください。

広告主募集!!

木曽岬町では、企業や団体及び商店などの事業活動を支援するため「広報きそさき」に掲載する有料広告を募集しています。掲載をご希望の方は、議会事務局までお気軽にお問い合わせください。なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、町が推奨するものではありません。

★配布地域
・木曽岬町全域
約1，800世帯
・関係機関等
約100か所

★規　格
・1枠（縦50㎜×横170㎜）
4，000円
・2分の1枠
（縦50㎜×横85㎜）
2，000円

問　議会事務局
☎68-6108

カウンセリング（要予約　68-6119）
●開設日／木曜日
●時　間／午前9時30分～午後3時30分
●場　所／保健センター

子育てサロン
●利用できる日／月曜日～金曜日の午前
●6月の子育てサロンのお休み
6月13日㈮、土・日曜日および祝日

6月4日から6月10日は、「歯と口の健康週間」です。

こんにちは保健師です

◆保健師／☎68-6119・☎68-8183

そこで、今月は子どものむし歯予防についてお話します。

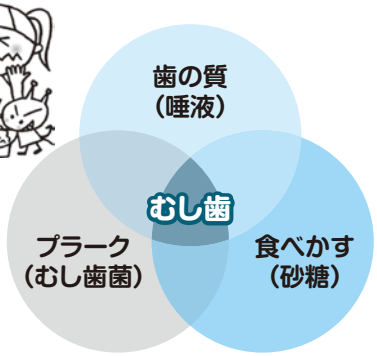

●むし歯はどうしてできるの？

むし歯の原因は、食べかす（糖分）が口に残りプラーク（むし歯菌）が糖分を分解します。すると、口の中に酸が発生し口の中が酸性になります。口の中の酸が歯を溶かしむし歯が発生します。特に、生えたての乳歯は柔らかく、むし歯の進行が早いため注意が必要です。

●乳歯の役割

1．乳歯が生えると食べ物をかむことができるようになり、栄養素の吸収を助けます。
2．よく噛むことで顎が発達して顔の形が整います。
3．乳歯のおかげで舌を正しい位置におけるようになり、上手に発音できるようになります。
4．永久歯が正しい位置に生えてこられるように誘導してくれます。
⇒乳歯は永久歯の案内役になります。

●むし歯を防ぐには・・・

①食べ物対策

だらだら食べると口の中が酸性になる時間が長くなるため、むし歯が発生しやすくなります。食事やおやつの時間はきちんと決めましょう。

おやつのポイント
●時間と量を決める。
●歯に付着しやすい食べ物は避ける。
●砂糖が入った甘いお菓子や飲み物は控える。

②細菌対策

毎日、歯磨きをする習慣をつけましょう。
むし歯ができやすい場所は、「歯と歯の間」「歯と歯ぐきの境目」「奥歯のかみ合わせ」です。歯ブラシやデンタルフロスでプラーク（むし歯菌）を除去しましょう。

③歯質対策

フッ素を使用することで、丈夫な歯を作ることができます。
フッ素入りの歯磨き粉を使用することやフッ素塗布、フッ化物洗口が効果的です。

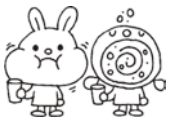

●木曽岬町でのむし歯予防の取り組み

①「フッ素塗布」の費用を補助

1歳4か月から3歳4か月まで（計7回）、町の補助を利用してフッ素塗布を受けることができます。

②「こども園はみがき教室」の開催

毎年6月に「こども園はみがき教室」を開催し、むし歯予防の紙芝居の読み聞かせや歯垢の染め出し、歯磨き指導を行っています。

③「フッ化物洗口」の実施

木曽岬こども園の年中・年長組の方は、こども園において「フッ化物洗口」を受けることができます。

むし歯予防のために①～③の取り組みをぜひご利用ください！！

今後も、町民のみなさまとともに、むし歯予防に取り組んでいきたいと思います。
引き続き「子どもの笑顔がすてきな木曽岬町」を目指しましょう！！

6月カレンダー

※健康カレンダーに記載の行事は状況により変更されている場合があります。ご注意ください。
なお、下記の行事も、状況によっては変更となる場合もあります。

主な行事	場所	時間	備考
2 ㊊ •人権相談	福祉・教育センター	午前9時～午前11時30分	
4 ㊌ •転倒予防教室	福祉・教育センター	午後1時30分～午後3時	
5 ㊍ •1歳半健診、3歳半健診	保健センター	午後1時15分～午後2時15分	
9 ㊊ •音楽療法	福祉・教育センター	午前10時30分～午前11時30分	
10 ㊋ •のびのび指導室 •母乳相談	保健センター 保健センター	午前9時30分～午前10時30分 午前10時～午前11時	要予約☎68-6119
11 ㊌ •ブックスタート •いす・たいそう教室	図書館 保健センター	午後2時30分～午後3時30分 午後1時30分～午後3時	いす・たいそう教室はカレンダーの日時から変更していますので、ご注意ください。
12 ㊍ •すくすくひろば •カウンセリング	保健センター 保健センター	午前10時～午前10時30分 午前9時30分～午後3時30分	要予約☎68-6119
17 ㊋ •トマッピーキッズサークル	木曽岬こども園	午前9時30分～午前11時30分	
18 ㊌ •転倒予防教室	福祉・教育センター	午後1時30分～午後3時	
20 ㊎ •すこやか相談 •育児相談	保健センター 保健センター	午後1時30分～午後2時30分 午後2時30分～午後3時30分	要予約☎68-6119 要予約☎68-6119
24 ㊋ •オレンジカフェ	福祉・教育センター会議室2	午後1時30分～午後3時	
26 ㊍ •カウンセリング	保健センター	午前9時30分～午後3時30分	要予約☎68-6119
27 ㊎ •発達相談	保健センター	午前9時30分～午後3時	

納付をお忘れなく! 6月の納付

- 住民税(6/30納期限) …… 第1期分
- 水道料金・下水道使用料(6/30納期限) … A地区
- こども園保育料(6/30納期限) …… 6月分
- 学校給食費(6/16納期限) …… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

●電話／0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
●FAX／0569-38-7859
※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話 40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30／土・日・祝日・年末年始

総務政策課	68-6100	会計課	68-6107
危機管理課	68-6101	議会事務局	68-6108
税務課	68-6102	教育委員会	68-1617
住民課	68-6103	子ども・健康課(保健センター)	68-6119
福祉課	68-6104	町立図書館	40-9010
産業課	68-6105	地域包括支援センター	68-8183
建設課	68-6106		

●町のホームページ https://www.town.kisosaki.lg.jp/

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A地区	B地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 2日・5日・9日・12日・16日 19日・23日・26日	毎週火・金曜日 3日・6日・10日・13日・17日 20日・24日・27日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 4日・18日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 4日・11日・18日・25日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 11日	毎月第4水曜日 25日
資源ごみ	毎月第4日曜日 22日	

家庭ごみ収集におけるお願い

※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

木曽岬町では、ごみの分別、収集日の確認に便利なごみ分別アプリ「さんあ～る」を配信しています。是非ご利用ください。
QRコードからアプリをダウンロードして、お住いの地区を設定してください。

iOS Android

令和８年４月１日採用
木曽岬町職員募集

令和８年４月採用の木曽岬町職員を次のとおり募集します。

職　　種	事務職員（障がい者対象含む）	保育士
採用予定人員	若干名	若干名
受験資格	**平成３年４月２日以降に生まれた方**で、大学、短大等若しくは高等学校を卒業または令和８年３月31日までに卒業見込みの方 **【障がい者対象】** 上記条件に加え、次に掲げる方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ・活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方	**平成３年４月２日以降に生まれた方**で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方または採用日までに取得見込みの方
資格要件	①地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 ②外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方に限ります。	
第１次試験	**【三重県町村会の統一試験】** 日　時／９月21日(日) 場　所／木曽岬町役場	
第２次試験 【第１次試験合格者】	＊日時・場所は、第１次試験合格者に通知します。	
申込受付	７月１日(火) 午前８時30分から７月31日(木) 午後５時15分まで	
受験申込	原則、インターネットによる申込み ※受験申込フォームや募集要項、各種制度等の案内についてはホームページをご覧ください。	

●問合せ先／木曽岬町役場 総務政策課 人事係
☎0567−68−6100